労 災 保 険 率 表

H30.4.1 改 定 R6.4.1 改 定

****	= -	** ** * * *****	改定	改定
事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率	労災保険率
林 業	02又は03	林業	60 /1000	52 /1000
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18 /1000	18 /1000
Im A	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38 /1000	37 /1000
	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	88 /1000	88 /1000
	23	石灰石鉱業又はドロマ小鉱業	16 /1000	13 /1000
鉱業	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5 /1000	2.5 /1000
	25	採石業	49 /1000	37 /1000
	26	その他の鉱業	26 /1000	26 /1000
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業(※2)	64 /1000	34 /1000
	32	道路新設事業	11 /1000	11 /1000
	33	舗装工事業	9 /1000	9 / 1000
7th. 50 th 186	34	鉄道又は軌道新設事業	9 /1000	9 / 1000
建 設 事 業	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5 /1000	9.5 /100
	38	既設建築物設備工事業	12 /1000	12 / 1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5 /1000	6 /1000
	37	その他の建設事業	15 /1000	15 / 1000
	41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	6 /1000	5.5 /1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4 /1000	4 /1000
	44	木材又は木製品製造業	14 /1000	13 /100
	45	パルプ又は紙製造業	6.5 / 1000	7 /100
	46	印刷又は製本業	3.5 /1000	3.5 /100
	47	化学工業	4.5 / 1000	4.5 / 1000
	48	ガラス又はセメント製造業	6 /1000	6 / 1000
	66	コンクリート製造業	13 /1000	13 / 100
	62	陶磁器製品製造業	18 / 1000	17 /1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26 / 1000	23 /1000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	51	非鉄金属精錬業	7 / 1000	7 /100
製 造 業	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5 / 1000	5 /1000
衣 坦 未	53	一直	16 / 1000	16 / 100
	54	参考が必未 金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10 / 1000	9 /1000
	63	立内衣印衣印衣日本人は立内が上来(けため、カヤッ、ナニネ人は 版立初衣日本及びゅうっと木とがく。) 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5 / 1000	6.5 / 100
	55	けらか、プログランス 以立物を追求(リンス未を称く。) めつき業	7 / 1000	6.5 / 100
	55		7 / 1000	0.3 / 100
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5 /1000	5 /1000
	57	電気機械器具製造業	2.5 /1000	3 /1000
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4 /1000	4 /1000
	59	船舶製造又は修理業	23 /1000	23 /100
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5 /1000	2.5 /100
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5 /1000	3.5 /100
	61	その他の製造業	6.5 /1000	6 /100
	71	交通運輸事業	4 /1000	4 /100
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9 /1000	8.5 /100
運 輸 業	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9 /1000	9 /100
	74	港湾荷役業	13 /1000	12 /100
電気、ガス、水道	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3 /1000	3 /100
又は熱供給の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13 /1000	13 / 100
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13 / 1000	13 / 100
	93	ビルメンテナンス業	5.5 / 1000	6 / 100
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5 / 1000	6.5 / 100
その他の事業	97	道信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5 / 1000	2.5 / 100
	98	世信来、放达来、利南来Xは口似来 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		3 / 100
	-		3 /1000	
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5 /1000	2.5 / 100
	94	その他の各種事業	3 /1000	3 /100
	90	船舶所有者の事業(※1)	47 /1000	42 /100

^{※1} 平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されることに 伴い「船舶所有者の事業」を新設した。 ※2 業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、H30.4.1~R6.3.31の間に開始した工事についての労災保険率等については、 次ページの**<注意事項**>を参照。

労務費率表

H30. 4. 1 改 定 改 定

事業の種類の分類	事	業の種類	請負金額に 乗 ずる率	請負金額に 乗 ずる 率
	水力発電施設、ずい	道等新設事業	19%	19%
	道路新設事業		19%	19%
	舗装工事業		17%	17%
	鉄道又は軌道新設事業		24%	19%
建設事業	建築事業(既設建築	物設備工事業を除く。)	23%	23%
	既設建築物設備工事業		23%	23%
	機械装置の組立て 又は 据付けの事業	組立又は取付に関するもの	38%	38%
		その他のもの	21%	21%
	その他の建設事業		24%	<u>23%</u>

<注意事項>

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、平成30年4月から令和6年3月までの間に開始した工事については、以下の労務費率及び労災保険率によります。

工事開始時期	労務費率	労災保険率
平成30年4月1日~	18%	64/1000
令和3年1月31日	実支払賃金額用いて 算出する場合	62/1000
令和 3 年 2 月 1 日~ 令和 3 年 3 月 3 1 日	18%	64/1000
令和3年4月1日~ 令和6年3月31日	19%	62/1000

第二種特別加入保険料率表

H30.4.1 R6.4.1 改定 改定

		以化	以上
事業又は作業 の種類の番号	事業又は作業の種類	第二種 特別加入 保険料率	第二種 特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業)	12 /1000	11 /1000
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	18 /1000	17 /1000
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	45 /1000	45 /1000
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	52 /1000	52 /1000
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	7 /1000	6 /1000
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	14 /1000	14 /1000
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業(船員法第1条に規定する船員が行う事業)	48 /1000	48 /1000
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業(柔道整復師)	3 /1000	3 /1000
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業(創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者)	3 /1000	3 /1000
特10	労災保険法施行規則第46条の17第10号ロの事業(あん摩マッサージ指圧師、はり師又は きゅう師)	3 /1000	3 /1000
特11	労災保険法施行規則第46条の17第11号ロの事業(歯科技工士)	3 /1000	3 /1000
特12	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業(指定農業機械従事者)	3 /1000	3 /1000
特13	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	3 /1000	3 /1000
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	15 /1000	14 /1000
特15	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	6 /1000	5 /1000
特16	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	17 /1000	17 /1000
特17	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	3 /1000	3 /1000
特18	労災保険法施行規則第46条の18第3号への作業(仏壇、食器の加工の作業)	18 /1000	18 /1000
特19	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	3 /1000	3 /1000
特20	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	9 /1000	9 /1000
特21	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	3 /1000	3 /1000
特22	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者及び家事支援従事者)	5 /1000	5 /1000
特23	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業(芸能関係作業従事者)	3 /1000	3 /1000
特24	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業(アニメーション制作作業従事者)	3 /1000	3 /1000
特25	労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業(情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業 従事者)	3 /1000	3 /1000
	<u> </u>		

第三種特別加入保険料率

H30.4.1 R6.4.1 改定予定

	9A /L	5X /L 1 /L
対象	第三種 特別加入 保険料率	第三種 特別加入 保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3 /1000	3 /1000